

第1節 地震に強いまちづくり

全 部

第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、町は、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 計画の内容**1 地震に強い町土づくり**

- (1) 町は、総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- (2) 町は、基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (3) 町は、地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 町は、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

2 地震に強いまちづくり

町は、次の計画により地震に強いまちの形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。

(1) 地震に強い町構造の形成

- ア 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。
- イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(2) 建築物等の安全化

- ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
- イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

- ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
 - エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。
 - オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
 - カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (3) ライフライン施設等の機能の確保
- ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
 - イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
 - ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
- (4) 地質、地盤の安全確保
- ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
 - イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
 - ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。
- (5) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (6) 災害応急対策等への備え
- ア 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。
 - イ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
 - エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力

等の活用に努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

カ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

キ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節	情報の収集・連絡体制計画	58	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第3節	活動体制計画	60	
第4節	広域相互応援計画	63	
第5節	救助・救急・医療計画	67	
第6節	消防・水防活動計画	69	
第7節	要配慮者支援計画	72	
第8節	緊急輸送計画	81	
第9節	障害物の処理計画	84	
第10節	避難の受入活動計画	85	
第11節	孤立防止対策	91	
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	93	
第13節	給水計画	95	
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	96	
第15節	危険物施設等災害予防計画	98	
第16節	上水道施設等災害予防計画	100	
第17節	下水道施設等災害予防計画	101	
第18節	通信・放送施設等災害予防計画	103	
第19節	電気施設等災害予防計画	106	
第20節	鉄道施設等災害予防計画	107	
第21節	災害広報計画	108	
第22節	土砂災害等の災害予防計画	111	
第23節	防災都市計画	114	

第24節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

町は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「飯綱町耐震改修促進計画」等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第2 計画の内容

1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。

これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、町は今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(1) 耐震化を促進するための整備プログラムの策定

施設の耐震性能及び老朽化を勘案し、建替えの可能性も視野に入れながら優先度の高いものから順次耐震改修を行っていくため、「町有施設耐震化整備プログラム(仮称)」を策定し、町有施設の耐震化の迅速かつ効率的な推進に努める。

(2) 防火管理者の設置

長野市消防局の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

町は、「飯綱町耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震化を推進する。

(1) 耐震診断・耐震補強の促進

町内全域を対象地域として、住宅・建築物耐震改修促進事業(～27年度)を取り入れ、住宅及び避難施設となる建築物の耐震診断・耐震補強に取り組む。

(2) 補助事業等の実施

住宅の耐震化を促進するため、「飯綱町住宅耐震診断事業」を実施し、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断及び耐震改修について支援するとともに、住民に対し周知を図る。

(3) 住民への周知等

ア 啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、住民に対し、耐震診断・耐震補強の必要性について周知を図る。

イ 耐震診断・耐震改修に関する相談への対応及び耐震改修工法や専門家の紹介等の情報提供を行うため、総務課に「耐震改修相談窓口」を設置する。

ウ 県と連携し、自主防災会等が催す研修会等に職員を派遣し、耐震診断・耐震補強の必要

性について直接説明する。

(4) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町は、これらの制度の普及促進に努める。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。町は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。また、住民による点検活動を支援する。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

町内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 町は、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 町は、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

〔所有者〕

- (1) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (2) 建造物内にある文化財の把握に努める。

節	節 名	風水害対策編 参照 ページ	各 節 の 使 用 方 法
第25節	道路及び橋梁災害予防計画	117	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第26節	河川施設等災害予防計画	119	
第27節	ため池災害予防計画	127	

第28節 農林水産物災害予防計画

産業観光課

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。そこで、町は、予防技術対策の周知徹底を図るとともに、森林の整備、生産・加工施設等の安全性の確保を推進する。

第2 計画の内容**1 農水産物災害予防計画**

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等の協力を得て予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事を推進する。

- (1) 町は、農業農村支援センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 町は、生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

立木の倒壊防止のため、今後も適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導していく。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する。

- (1) 町は、森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (2) 町は、森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第29節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 活動の内容

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的・継続的な推進により確立されるものである。

このため、第4編第1節「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

2 道路交通の確保

- (1) 町は、地震発生時に道路交通を緊急に確保し、道路機能を確保できるよう、除雪体制を整備する。
- (2) 町は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 航空輸送の確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

4 雪崩予防計画

町は、雪崩危険箇所の所在について住民に周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約される状態になることが予想される。

このため、町及び長野市消防局は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

6 避難場所及び避難路の確保

町は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

- (1) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ指定する。
- (2) 避難誘導のための標識は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。
- (3) 大型重機による除排雪が困難な地区について、小型除雪機の配置・増強や重点的な消融雪施設等の整備を図る。

7 寒冷対策の推進

- (1) 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- (2) 町は、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

8 スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念される。

町は、第2編第1章第12節「孤立防止対策」に準じて、スキー場の予防対策を実施する。

また、スキー場事業者に対して、スキー客に対する食料・燃料・医薬品の備蓄について指導する。

第30節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

町は、災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士の受入体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

町は、地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化に努める。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害予防については、長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、町は、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ

め把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第31節	防災知識普及計画	132	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第32節	防災訓練計画	136	
第33節	災害復旧・復興への備え	140	
第34節	自主防災組織等の育成に関する計画	141	
第35節	企業防災に関する計画	143	
第36節	ボランティア活動の環境整備	144	

第37節 震災対策に関する調査研究及び観測

総務課

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

第2 計画の内容

1 地震に関する情報の収集

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

町は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第38節	観光地の災害予防計画	146	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第39節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	147	